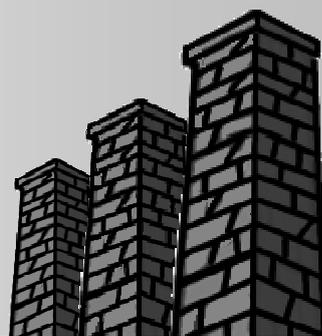


資料編



資料編

1 常滑市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、常滑市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項を処理すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第2項に規定する保護者を代表する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度において委嘱した委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

■子ども・子育て会議風景



2 常滑市子ども・子育て会議委員名簿

【任期 平成 25 年 8 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日】

	氏名	摘要
会長	市野 栄一	とこなめ子育て支援協議会会長
副会長	柴田 弘美	とこなめ子育て支援協議会副会長
委員	相武 亜紀	常滑市小中学校 P T A 連絡協議会副会長（母代）
委員	久田 千晴	幼稚園 P T A 会長（常滑幼稚園）
委員	伊藤 奈穂	保育園父母の会代表（鬼崎南保育園）
委員	伊藤 ゆり	子育てネットワーク代表
委員	久田しのぶ	幼・保育園代表園長（青海こども園園長）
委員	竹本 房枝	子育て総合支援センター所長

事務局	関 雄二	福祉部こども課長
	赤井 治美	福祉部こども課指導主事
	桑山 伊吹	福祉部こども課課長補佐
	相武 真一	福祉部こども課主査
	江坂 大輔	福祉部こども課主事
	竹内 久美子	福祉部こども課主事

3 計画策定の経過

年月日	内容
平成 25 年 8 月 28 日	第 1 回常滑市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て会議の設置経緯について ・アンケート調査について
平成 25 年 10 月 7 日～ 10 月 21 日	アンケート調査の実施
平成 25 年 12 月 20 日	第 2 回常滑市子ども・子育て会議 ・アンケート調査結果について
平成 26 年 3 月 19 日	第 3 回常滑市子ども・子育て会議 ・「市町村子ども子育て支援事業計画」策定について ・ニーズ量について ・アンケート調査結果（自由回答まとめ）について
平成 26 年 5 月 27 日	第 4 回常滑市子ども・子育て会議 ・常滑市子ども・子育て支援事業計画骨子案について
平成 26 年 8 月 8 日	第 5 回常滑市子ども・子育て会議 ・常滑市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成 26 年 8 月 25 日	第 8 回市議会協議会 ・子ども・子育て支援新制度について
平成 26 年 9 月 12 日	幼児教育・保育に関する条例 3 議案及び児童健全育成事業に関する条例 1 議案を議決
平成 26 年 10 月 8 日	常滑市子ども・子育て支援事業計画庁内会議 ・常滑市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成 26 年 11 月 4 日	第 6 回常滑市子ども・子育て会議 ・常滑市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成 26 年 11 月 28 日	第 10 回市議会協議会 ・常滑市子ども・子育て支援事業計画案について
平成 26 年 12 月 1 日～ 12 月 25 日	パブリックコメントの実施
平成 27 年 2 月 18 日	第 7 回常滑市子ども・子育て会議 ・常滑市子ども・子育て支援事業計画最終案の説明

4 用語集

あ行

預かり保育

幼稚園が実施する教育時間終了後にも、延長して子どもを預かる。

育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

か行

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3制度のこと。

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援のこと。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

さ行

時間外保育事業

通常の保育時間（11 時間）前・終了後の最小1 時間延長して保育を行う。

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 27 年までの 10 年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成 17 年4月1日 から施行されている法律。

児童館

児童福祉法第 40 条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

児童発達支援センター

障がいのある児童に身近な地域で支援を提供する施設。地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設で、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

児童養護施設

児童福祉法に定められた児童福祉施設の一つ。予期できない災害や事故、親の離婚や病気で保護者がいない、または虐待など不適切な養育を受けているなどさまざまな事情により、家族による養育が困難な2歳から概ね18歳の子どもたちが生活している施設。

小規模保育

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。乳幼児の保育に直接従事する職員を保育士に限るA型、保育に従事する職員の半数以上を保育士とするB型、現行のグループ型小規模保育事業からの移行を前提としたC型の3つ事業類型がある。

ショートステイ事業

保護者が疾病・出産・看護・出張・学校行事等の社会的理由や、育児不安・育児疲労による精神的負担の軽減が必要な場合などで、家庭での子どもの養育が一時的に困難となったときに、児童養護施設等で数日預かる事業。

た行

地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

トワイライトステイ事業

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

な行

認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

- 幼保連携型…学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する施設として、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

- 幼稚園型…認可幼稚園が、保育の必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
- 保育所型…認可保育所が、保育の必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

は行

病児・病後児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室などにおいて看護師等が緊急的な対応などを行う。

ファミリー・サポート・センター事業

「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する。具体的には、事務所を設置し、会員同士の仲介をする。

保育園での一時保育

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる事業。

放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）

放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

ら行

利用者支援事業

子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていく事業。地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所で、専任職員が相談などを受け付ける。

常滑市
子ども・子育て支援事業計画

平成27年2月

発行：常滑市福祉部こども課

〒479-8610
愛知県常滑市新開町4-1
TEL：0569-47-6113
FAX：0569-35-7879